

ここに  
注目!

# 労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中  
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

## 社会保険・厚生関係

### 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令」について

平成28年6月3日に公布された、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い関係法令が改正された。当該政令に基づき、平成30年5月1日から施行される確定拠出年金および確定給付企業年金と中小企業退職金共済制度間での資産移換について行われた主な改正内容と実務上の留意点について解説する。

※以下本文では、確定拠出年金を「DC」、確定給付企業年金を「DB」、中小企業退職金共済制度を「中退共制度」と略す。また、DB・DC運用機関を「資産管理運用機関等」、中退共制度の運用機関を勤労者退職金共済機構（以下、「機構」という）とする。

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令について」（平29.11.27 政令292）

小野諒介 コンサルタント(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

#### 1. 改正の趣旨

今回の改正は「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の内容を更に詳細に規定したことに伴い行われたものである。そもそもこの法律は、近年の労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえ、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、会社合併等の後も引き続き中小企業者である場合に、その合併等に伴う中退共制度と企業年金制度との間の資産移換を行うことを可能とする等の措置を講ずることを示したものである。

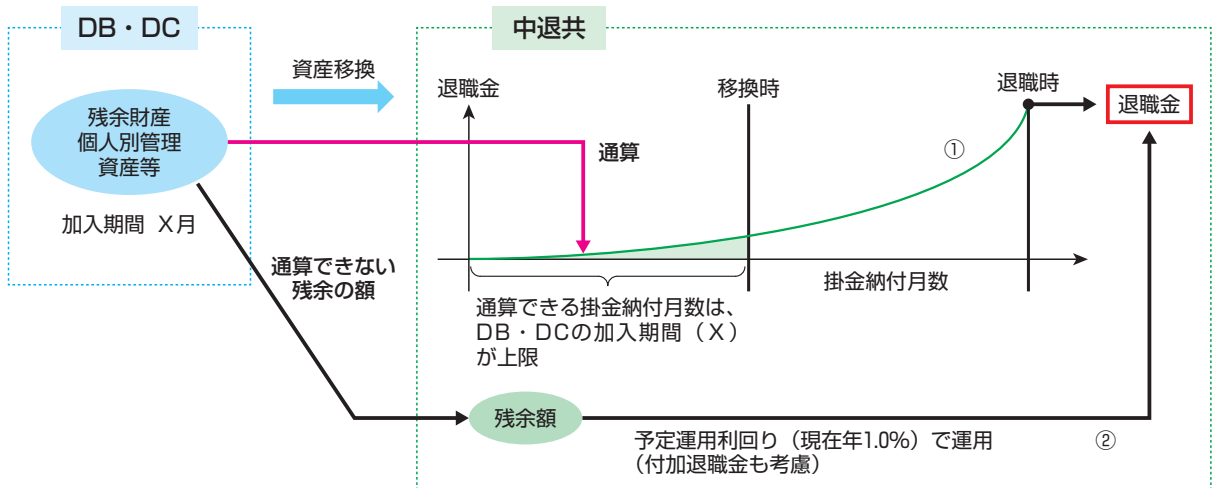
#### 2. 今回の主な改正点

##### [1] 中小企業退職金共済法施行令の一部改正

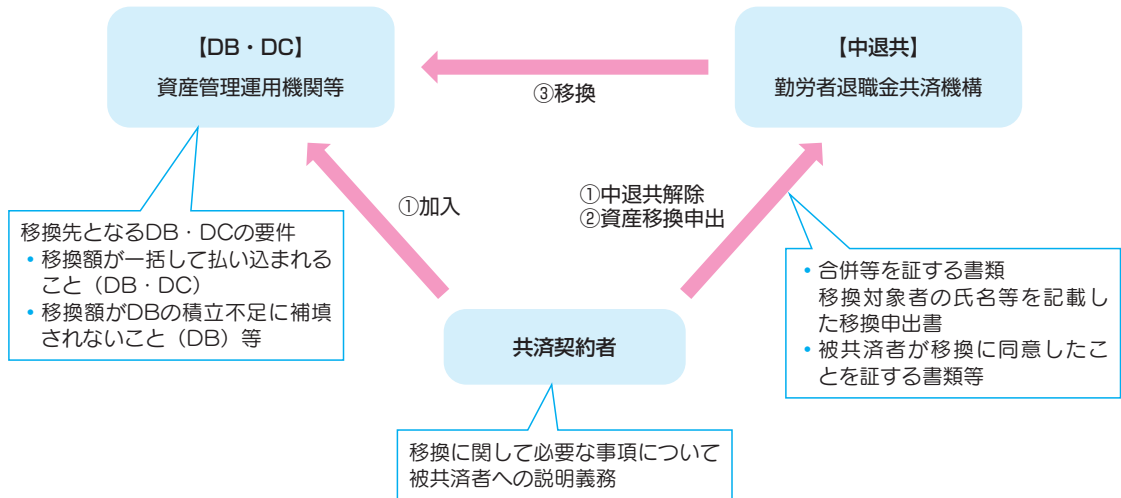
##### (1) 移換前までの掛金納付月数の通算可能対象追加

DBまたはDCから中退共制度への資産移換が行われた際には、当該移換を受けた資産の額（以下、「移換額」という）の算定の基礎となった期間の月数を上限とする各月数のうち、当該移換額および当該移換額に係る被共済者の中退共制度における掛金月額等により算定される最大のものを当該移換額に係る被共済者の掛金納付月数に通算すること【図表1-①】。

図表1 資産移換後の運用イメージ



図表2 中退共→DB・DCへの資産移換の際の手続き概要



(2)残余額の運用、運用額の加算支給

(1)の移換額から掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額に対しては、年1.0%の利率を付与すること[図表1-②]。

[2] 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

(1)資産管理運用機関等からの積立金等の一括移換  
運用機関等または資産管理機関が締結する契約においては、事業主が移換額の移換の申し出をし

た場合には、資産管理運用機関等または資産管理機関は、移換額の総額を一括して機構に移換することとする[図表2]。

(2)資産移換手続き可能期間

資産管理運用機関等または資産管理機関は、機構が振込先の預金口座を指定した日から起算して60日以内に資産の移換を行わなければならないものとする[図表3]。

### (3)資産移換申出への従業員同意書の添付の義務づけ

事業主が機構に行う申し出（以下、「資産移換申出」という）は、従業員ごとの移換額および移換額の算定の基礎となった期間の月数等を記載した移換申出書に、当該従業員が移換額の移換に同意したことを証する書類等を添付して行わなければならないものとする。

### (4)資産移換申出への掛金負担軽減措置の不適用

資産移換申出を行った事業主に対しては、加入促進のための掛金負担軽減措置は適用しないこととする。

### (5)退職金額算定対象期間

資産の移換に伴い掛金納付月数が通算された場合の退職金の額の算定は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分<sup>さかのぼ</sup> 遡った月に共済契約の効力が生じたものとみなして行うこととする。

### (6)資産移換可能要件

共済契約者が資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換を機構に申し出ることができるとされているのは、下記(a)～(e)の場合のみであること。また、下記に該当することに加え、各年金制度が並存していることが要件となる。

(a)吸収合併、(b)新設合併、(c)吸収分割、(d)新設分割、(e)事業譲渡

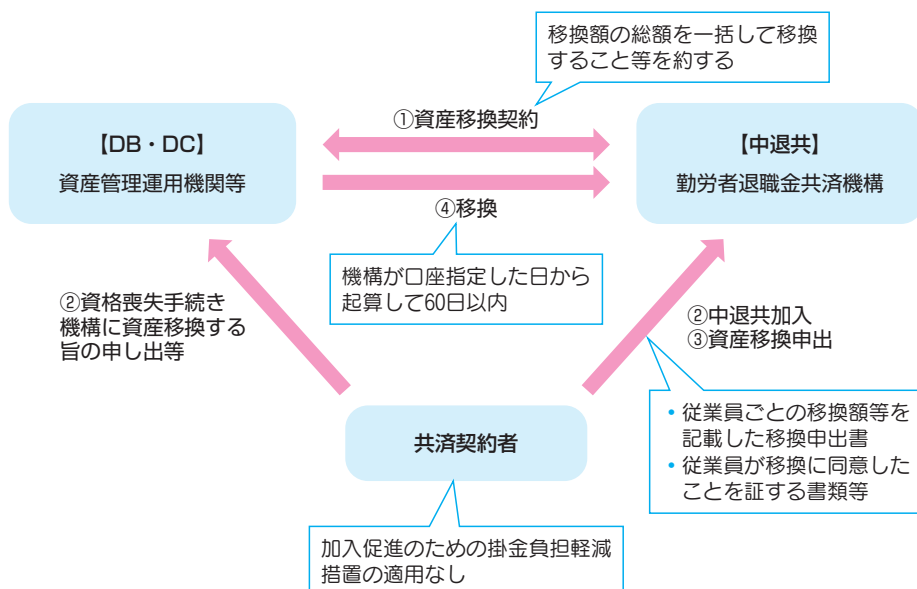
### (7)移換申出可能期間

共済契約者が機構に行う申し出は、上記(a)～(e)をした日から起算して1年以内もしくは共済契約が解除された日の翌日から起算して3カ月以内に、移換を行う被共済者の氏名等を記載した移換申出書へ、当該被共済者が解約手当金に相当する額の移換に同意したことを証する書類を添付して行わなければならないものとする。

### (8)資産移換時の説明義務ならびに必要な書類

資産移換申出を行う共済契約者は、共済契約を解除するときは、移換に関して必要な事項について

図表3 DB・DC⇒中退共への資産移換の際の手続き概要



て、被共済者に説明しなければならないものとする。共済契約者は、機構に共済契約を解除する旨を通知するときは、合併等をしたことを証する書類等を併せて提出しなければならないものとする。

#### (9)移換可能資産の要件

機構から移換を行うことができる確定給付企業年金は、機構から移換する金額が資産移換申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること等に該当する。一方、機構から移換を行うことができる企業型年金は、機構から移換する額の全額が、同項の申し出に係る被共済者に係る個人別管理資産に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること等に該当する。

#### (10)加入促進のための掛金負担軽減措置が適用できるケース

上記経過措置施行日以後に資産管理運用機関等から資産移換を行った事業主が施行日前に退職金共済契約の申し込みを行っていた場合は、加入促進のための掛金負担軽減措置が適用されるものとする。

#### ※参考：中退共加入促進のための掛金負担軽減措置の内容

- ①加入促進のための掛金負担軽減措置として、共済契約者が納付する掛金について、その2分の1の額を、5000円を上限として、12カ月間減額可能。
- ②短時間労働者<sup>[注]</sup>である被共済者については、掛金月額が2000円の場合は300円、3000円の場合は400円、4000円の場合は500円をそれぞれ①の額に加えた額を減額することが可能。

[注] 短時間労働者とは、いわゆるパートタイマー等1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の従業員より短く、かつ30時間未満である従業員をいう。

- ③掛金負担軽減措置の助成開始は、加入後4カ月日以降。掛金月額の増加の促進のための掛金負担軽減措置として、共済契約者が納付する掛金について、掛金月額が2万円未満の被共済者の掛金月額を増額した場合に減額することができる。

### 3.最後に

今般の少子高齢化等を主要因とする中小企業の事業承継問題、不透明な市況の中で企業体力増強や新分野進出を目指す企業のM&Aにより事業再編の活性化が進む中で、政府主導の働き方改革も重なって、福利厚生面を含めた社員の労働条件の整備・提供が強く求められている。

今回の改正により各年金制度間の資産移換時の詳細手続きが示されたが、企業側に求められることは従業員の資産移換に関する同意書の受領や各機関への申出手続きにとどまらない。投資教育や制度説明を丁寧に実施し、社員の納得性を高め、従業員の資産運用等の自助努力を促すことや安心感のある労働環境の整備により雇用の定着等が促されることにつながるものと思われる。

M&Aの成功はいまだに高いとは決していえない状況であるが、その成功率を下げる要因の一つに、制度統合がうまくいかず従業員の不満が発生すること等が挙げられている。

今回の政令に記載されているとおり、年金資産移換の互換性を持たせたことにより、合併等の後の制度統合段階のハードルを一つ押し下げるものになることに期待したい。